

平成21年金融商品取引法改正等に係る 政令・内閣府令案の概要

**平成21年10月
金融庁総務企画局**

格付会社に対する公的規制の導入

信用格付業者に対する規制・監督

(体制が整備された格付会社を登録→信用格付業者)

【規制の概要】

誠実義務

独立した立場において、公正かつ誠実にその業務を遂行すること

体制整備

格付プロセスの品質管理・公正性確保、利益相反防止 等

禁止行為

- ▶格付対象商品の発行者等と一定の密接な関係を有している場合の格付提供の禁止
- ▶格付対象商品の発行者等に対して格付に重要な影響を及ぼす事項について助言を行った場合の格付提供の禁止 等
- ▶投資者の保護に欠け、又は信用格付業の信用を失墜させるもの

情報開示

- ▶適時の情報開示・・・格付方針等の公表
- ▶定期的な情報開示・・・説明書類の公衆縦覧

※検査・監督等

事業報告書の提出、報告徴取・立入検査、業務改善命令 等

金融商品取引業者等の説明義務

(金融商品取引契約の締結の勧誘時)

金融商品取引業者等が

- ①無登録業者による格付であること
 - ②内閣府令で定める事項 等を説明することなく無登録業者の格付を提供することを制限
- ▶格付付与に用いられた方針・方法の概要
▶格付の前提・意義・限界

【内閣府令案の概要】

【体制整備の要件】

格付プロセスの品質管理

- ①専門的知識・技能を有する人員の確保、②格付に用いる情報の品質確保、③付与した格付に係る点検・更新(モニタリング) 等

独立性・公正性確保

格付委員会による格付決定と委員のローテーション 等

利益相反防止

- ①利益相反行為の特定・利益相反回避措置・公表、②転職したアナリストが過去に関与した転職先の案件のレビュー 等

※ 上記のほか、法令等遵守、情報管理・秘密保持、苦情対応、格付方針等遵守、監督委員会の設置 等

▶担当の格付アナリストが格付プロセスにおいて、格付対象商品の発行者等から金銭又は物品の交付を受けることの禁止 等

【付与】

格付付与方針等

(適時公表)

【要件】

- ▶収集したすべての情報資料を総合して判断すること
- ▶発行者等に対して事実誤認の有無の事前確認をすること 等

説明書類

- ▶付与した格付の履歴・統計情報
- ▶体制整備の状況 等

【提供】

格付提供方針等

【要件】

- ▶格付を遅滞なく広く一般に提供すること
- ▶格付提供時に表示・公表すべき事項:
採用した格付付与方針等の概要、格付の前提・意義・限界 等

(年1回公表・公衆縦覧)

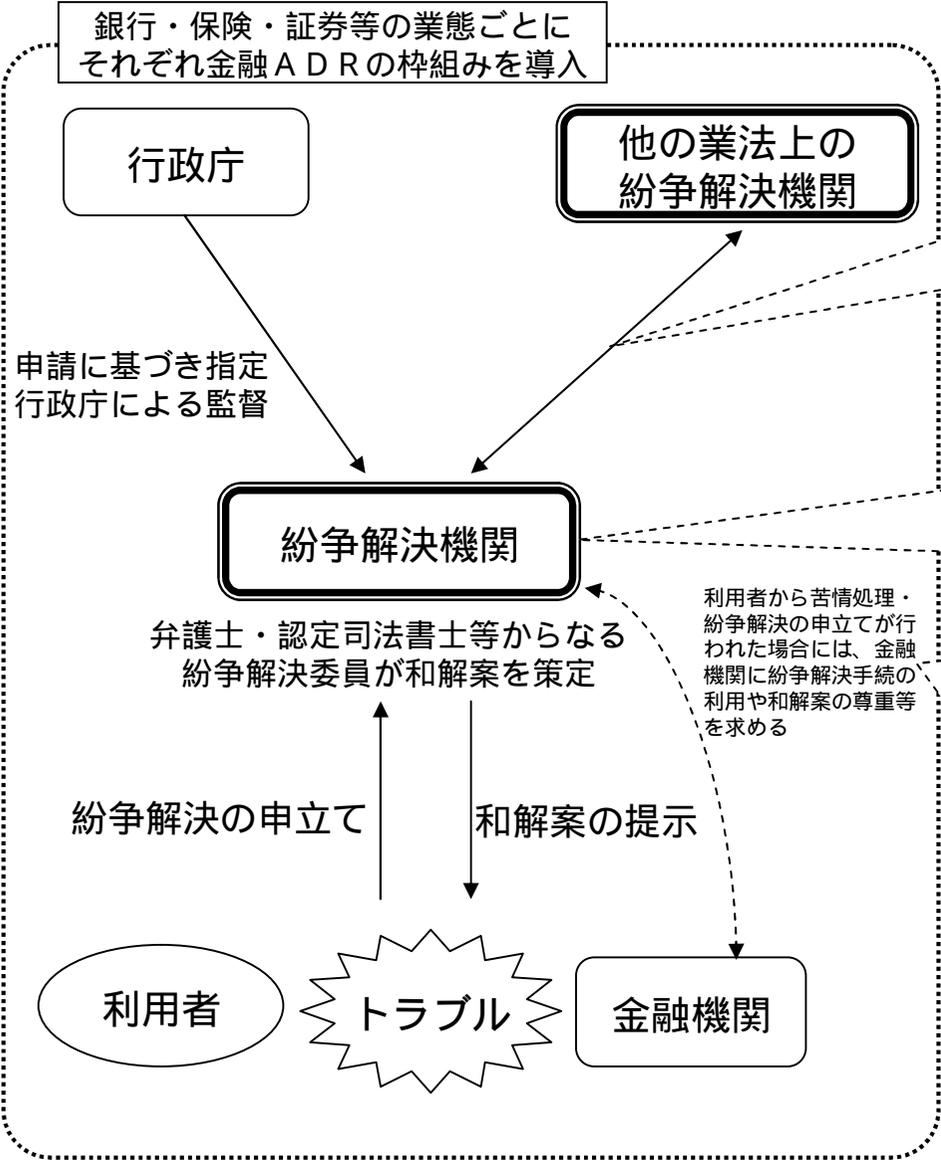
投資者

規制の国際的整合性の確保(米国・欧州)

IOSCO (証券監督者国際機構)の基本行動規範

金融ADR制度について

政令・内閣府令案
のポイント



紛争解決手続等の委託

紛争解決機関は、政令で定める他の法律上の指定を受けた紛争解決機関への委託が可能。

金融ADR制度が創設された全ての法律上の指定を規定。

紛争解決機関に係る指定の要件

紛争解決機関の指定に当たり、業務規程に関し、内閣府令で定める意見聴取手続を実施し、業務規程に異議を有する金融機関の割合が政令で定める割合以下であることが要件。

説明会により意見聴取を行い、異議の割合は1/3以下に。

紛争解決機関の業務

紛争解決機関は、紛争解決の促進の観点から内閣府令で定める業務を行うことが可能。

和解で定められた義務の履行状況の調査、金融機関に対する当該義務の履行の勧告を紛争解決機関が行うことを可能に。

紛争解決委員

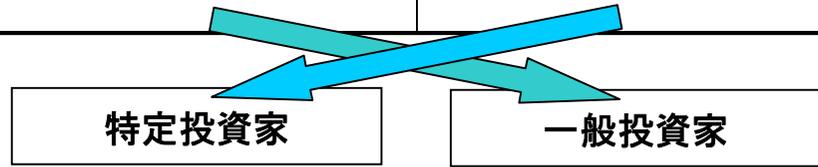
一定の経験を有する弁護士、金融機関業務従事者等の他、紛争解決委員となりうる者を内閣府令で規定。

弁護士・法律学に関する教授等に通算5年以上従事した者、消費生活専門相談員等として、5年以上従事した者、苦情処理業務を行う法人等において顧客保護の業務に通算10年以上従事した者等が紛争解決委員になることを可能に。

(注) 紛争解決機関が指定されない段階では、金融機関自身に苦情処理・紛争解決への取組みを求め、利用者保護の充実を図る。

特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続きの見直し

特定投資家		一般投資家	
①一般投資家へ移行不可	②一般投資家へ移行可能	③特定投資家へ移行可能	④特定投資家へ移行不可
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適格機関投資家 ○ 金融機関(銀行、証券会社等) ○ 法人(有価証券残高10億円以上で、届出を行ったもの) ○ など ・ 国 ・ 日本銀行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体 ・ 政府系機関 ・ 上場会社 ・ 資本金5億円以上と見込まれる株式会社など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①、②以外の法人 ・ 一定要件を満たす個人 ○ 金融商品取引業者と1年以上の取引経験があり、 ・ 純資産額3億円以上 ・ 投資性のある金融資産3億円以上と見込まれる個人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ③以外の個人



【現行】移行の効果は1年のみ

↓

【見直し後】

- ・ プロからアマへの移行については、顧客の申出があるまで有効に
- ・ アマからプロへの移行については、引き続き1年とするが、それ以前でも申出によりアマに戻ることを可能に。

内閣府令案のポイント

- ・ 顧客の意思確認を適切なタイミングで行う必要があることから、アマからプロへ移行した者が、プロの更新を申し出ることができる期間を期限日の1か月前以降に。
- ・ アマからプロへの移行の際の同意書面の記載事項に、「いつでもアマに戻れる」旨を規定。

有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入

- 従来、有価証券店頭デリバティブ取引については、主として金融機関の間で行われる取引であったこと等を踏まえ、顧客の証拠金に係る分別管理義務が課されていない。
- 最近、有価証券店頭デリバティブ取引の中には、証券CFD取引(差金決済取引)等、個人の顧客を相手とする取引も見られるように。
(注) 証券CFD取引(Contract for Difference)とは、少額の証拠金の預託を受け、有価証券や有価証券指数を対象資産として、差金決済により行う取引。

⇒ 金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、分別管理義務の対象に。(平成21年改正金融商品取引法)

		有価証券取引(現物)	有価証券関連デリバティブ取引
分別管理 義務	取引所		
	店頭		原則 ×

政令・内閣府令案
のポイント

- 分別管理義務の対象外となる取引として、第一種金融商品取引業者・登録金融機関(銀行等)・適格機関投資家(有価証券残高10億円以上の法人等)・資本金10億以上の株式会社等を相手方とする取引を規定。
- 外国市場デリバティブ取引について、分別管理義務の対象に。

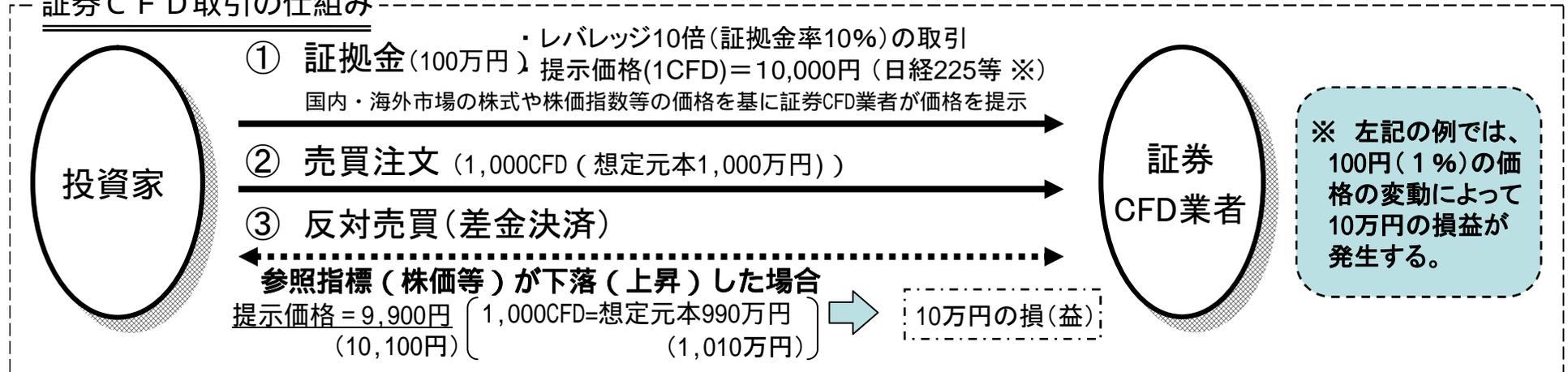
有価証券店頭デリバティブ取引への証拠金規制の導入

【関連】

◆ 有価証券店頭デリバティブ取引の現状

- 最近、少額の証拠金の預託を受け、有価証券や有価証券指数を対象資産（参照指標）として、差金決済により取引を行うFX取引に類似した証券CFD取引と呼ばれる有価証券店頭デリバティブ取引が個人投資家の間で増加。

証券CFD取引の仕組み



◆ 証拠金規制の必要性

- 顧客保護 (顧客が不測の損害を被るおそれ)
- 業者のリスク管理 (顧客の損失が証拠金を上回ることで、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ)
- 過当投機

内閣府令案のポイント

施行日は、準備期間を勘案し、内閣府令の公布日から概ね1年後。

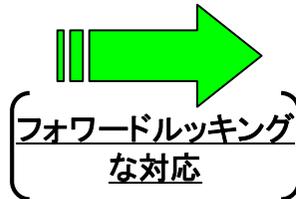
- 個人を相手方とする有価証券店頭デリバティブ取引について、1日の対象資産の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本とし、各対象資産ごとに下記の証拠金(対想定元本)の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止。

- 個別株 20%以上 (=レバレッジ5倍以下)
- 株価指数 10%以上 (= " 10倍以下)
- 債券 2%以上 (= " 50倍以下)

(注) FX取引は4%以上 (=レバレッジ25倍以下)

日本証券業協会が、証券CFD取引について、ロスカットルールの義務付けや再勧誘の禁止を、自主規制において手当てする方向。

デリバティブ取引に係る勧誘規制のあり方については、当局として、取引の実態や国際的なデリバティブに係る規制動向等を踏まえて、今後検討。



金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

○ 現状

- 金融商品取引所は金融商品取引法、商品取引所は商品取引所法に基づき規制。取引所間の相互参入は行えない。
- ➔ 取引所の経営基盤の強化、利用者の利便性の向上等の観点から、金融商品取引所と商品取引所の相互参入を認めるべきであるとの指摘
- ※ 諸外国においては、取引所間の連携等により、同一の取引所グループにおいて金融商品と商品の双方を取扱うなど経営基盤強化の動き

○ 見直しの概要

- 金融商品取引所による商品市場の開設や、商品取引所による金融商品市場の開設を可能に（本体・子会社形態・持株会社形態での参入を容認）
- 相互乗入れにあたっては、両法の許認可等の枠組みにより、公正かつ適正な市場運営を確保

政令案の
ポイント

金融商品取引所の議決権を保有する者について、合算対象となる共同保有者から、金融商品取引所と並びで、商品取引所を除外する措置

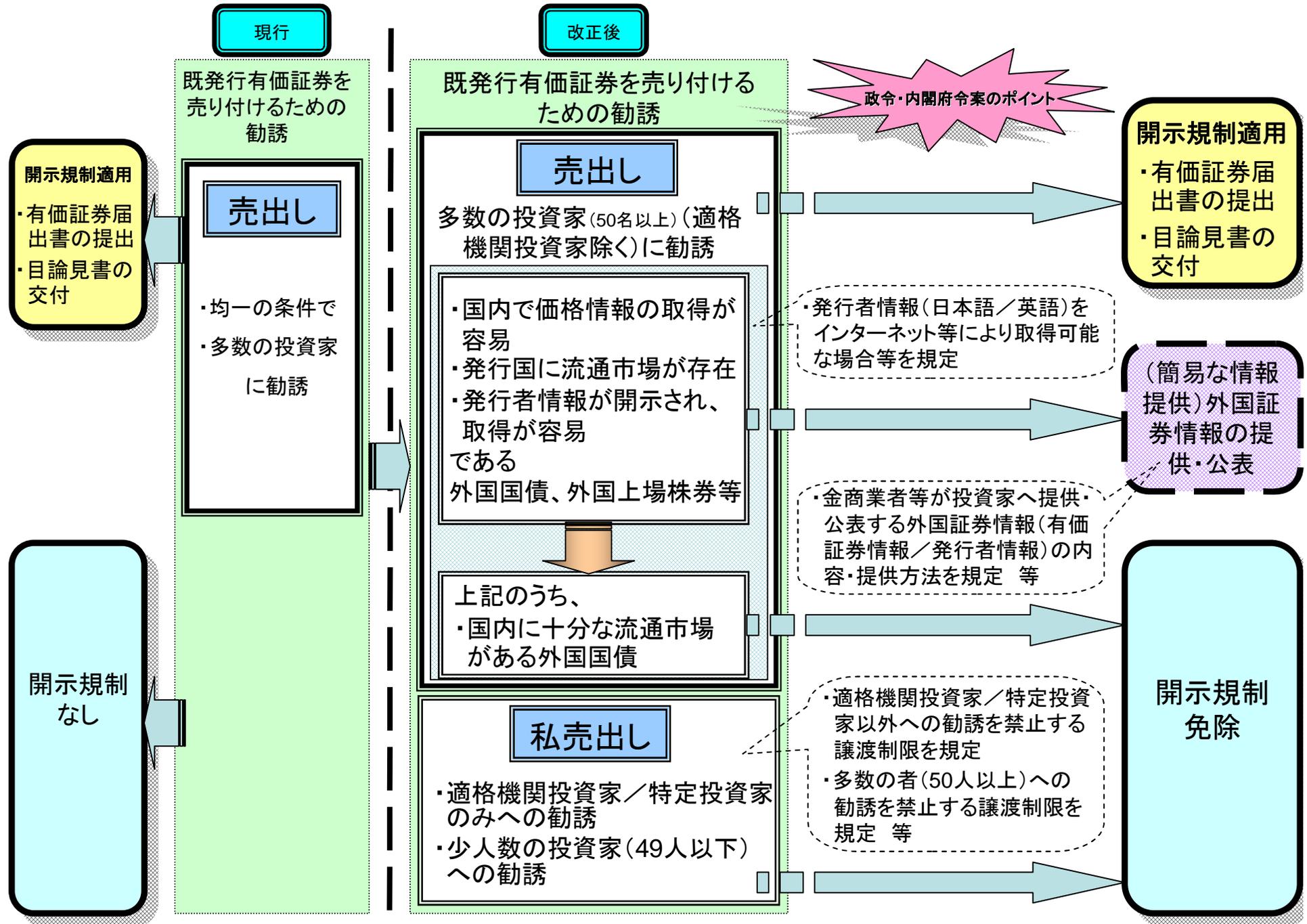
金融商品取引所の議決権保有制限規制

50%超の保有の可否	20%~50%の保有の可否
(○) 国内の金融商品取引所 ↓ 国内の金融商品取引所	(○) 海外の金融商品取引所 ↓ 国内の金融商品取引所
【今般の法改正により措置】 (○) 国内の商品取引所 ↓ 国内の金融商品取引所	(×) 海外の商品取引所 → (○) 海外の商品取引所 ↓ ↓ 国内の金融商品取引所 国内の金融商品取引所

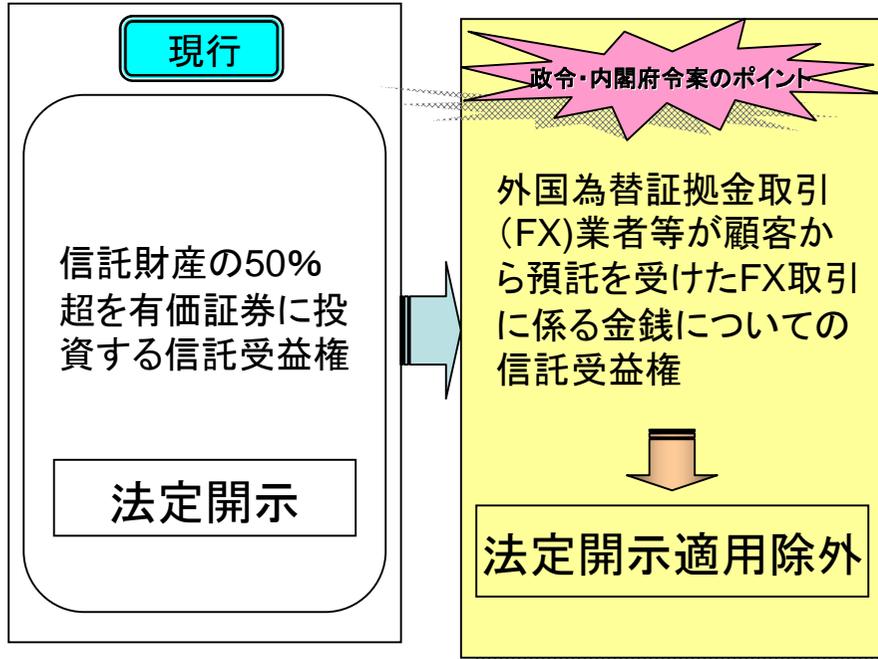
政令・内閣府令案
のポイント

既に規定されている外国金融商品取引所の我が国金融商品取引所への資本参加(20%~50%保有)と並びで、外国商品取引所の我が国金融商品取引所への資本参加を可能とする措置

「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し



信託受益権に係る開示規制の適用範囲の見直し



組織再編成に係る開示規制の適用対象会社の範囲の見直し

